

奈良県 2mSSB 愛好会会則

第1条(名称)	本会は奈良県 2mSSB 愛好会(略称 NTSL Nara Two-meter SSB Lovers)と称する。
第2条(事務局)	本会は事務局を設置し会務の推進を行う。事務局所在地は、担当する事務局員の住所とする。
第3条(目的)	本会は奈良県等における 2mSSB 愛好局の親睦を深め、アマチュア無線の健全なる普及と技術の共有、並びに運用マナーの向上を図り、無線通信による地域社会への貢献を目的とする。
第4条(事業)	本会は次の事業を行う。 (1)SSB に関する資料および文献の収集並びに知識の普及。(2)防災意識高揚活動・災害時の通信活動。(3)ホームページ・ML の運用 (4)その他、本会の目的達成に必要な事業。
第5条(事業年度)	本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
第6条(会員資格)	本会の会員は次の資格を有する事とする。(1)奈良県内及びその周辺に設置もしくは常置所を有し、2mSSB を愛好する局であること。(2)その他、アマチュア無線に興味を有するもの。(3) 会員の家族は、家族会員と称する。
第7条(入会手続)	本会に入会しようとする者は、下記事項を記入した申込書をもって、事務局に届け出ることとする。 (1)コールサイン (2)氏名 (3)住所 (4)電話番号 (5)電子メールアドレス (6)無線従事者免許番号 (7)免許月日 (8)運用リグ・アンテナ
第8条(資格喪失)	本会の会員は下記の事由により、役員会の議決を経てその資格を失う。(1)死亡した時(2)電波法令に違反し罰則の適用を受けたとき。(3)本会の事業を故意に妨害し、又は本会の名誉を著しく傷つける行為があった時。(4)故なくして会費の納入を怠った時。(5)本人申し出があった時。
第9条(会費)	会費は年間2,400円(年度途中入会時:200円/月)とし、総会日後一ヶ月以内までに納付する。高校生・大学生・家族会員は、半額とする。中学生以下の会員は会費を必要としない。但し、必要なときは役員会に諮り、臨時会費を徴収する事がある。
第10条(役員)	本会の役員は次の通りとし、会長は監査を除く他の役員を兼務できる。 (1)会長1名 (2)副会長1名 (3)理事若干名 (4)会計1名 (5)事務局1名 (6)監査1名
第11条(役員選出)	本会の役員選出は下記の定めによる。 (1)役員は総会において会員の中より選出する。(2)会長は役員の中より互選する。
第12条(役員任期)	役員任期は次の通りとする。 (1)任期は1年とし、再任は妨げない。(2)役員に欠員が生じた時は、役員会において補充する。
第13条(役員業務)	役員業務は次の通りとする。(1)会長は本会を代表し、掌理統括する。(2)副会長は会長を補佐し、本会の事業を推進する。(3)理事は本会の事業を分担担当する。(4)会計は本会の会計事務を担当する。(5)事務局は本会の総務を担当する。(6)監査は本会の会計及び事業を監査する。
第14条(総会)	総会は年1回とする。但し、次の事項に該当する時は臨時に開催することが出来る。 (1)役員半数以上の要請があった時。(2)役員会が必要と認めた場合。
第15条(役員会)	役員会は会長が招集し、本会の事務執行に必要な事項を決定する。
第16条 (総会の付議事項)	総会の付議事項次の通りとする。 (1)予算、決算報告 (2)事業報告、事業計画 (3)会則の変更 (4)その他、重要事項
第17条(議決)	総会、役員会の議事は出席者の半数を以て行い、可否同数の場合は議長が決するところによる。但し、総会の委任状は出席と認める。
第18条(雑則)	その他、必要な規定は役員会において決定する。本会則は昭和53年6月25日より効力を発する。昭和57年7月25日一部改定(第9条 会費)平成5年7月25日一部改定(第6条 会員資格)平成6年7月24日一部改定(第9条 会費,第10条 役員)平成11年7月18日一部改定(第5条 事業年度)平成13年5月20日一部改定(第9条 会費)平成28年5月29日一部改定(第1,2,12,13条)平成30年5月19日一部改定(第2,6,9条)令和2年5月31日改定(第4,7条)令和3年5月30日改定(第8,9条)令和4年5月29日改定(第3条)令和5年5月28日改定(第6,9,12条)令和7年5月25日改定(第3,6,10条)

令和7年5月25日